

宍粟市に

住んでみませんか？

住宅取得 を応援します!!

もり

宍粟市森林の家づくり応援事業補助金

住宅取得や空き家改修を行うと補助金が受けられます!!

※補助金は、予算の範囲内での支援となります。令和6年度以降の事業実施は未定です。

1

新築・中古・戸建・マンションも

住宅取得補助金

40歳以下の個人又は、夫婦のいずれかが
40歳以下の世帯で宍粟市に転入・転居される人
ただし中学生以下の子どもを有する世帯は年齢要件なし
建替えされる場合は所有者が変更となる場合は対象です。

最大 **50** 万円

- 転入の場合、最大50万円（中古住宅の場合25万円）
- 転居の場合、最大30万円（中古住宅の場合15万円）

2

市内事業者での 建築施工

市内事業者の施工により市内に住宅を**新築**される人

最大 **50** 万円

3

宍粟材の活用

宍粟材を使用する住宅を**新築**される人

最大 **40** 万円

- ①構造材:1立方メートルにつき2万円
- ②内装仕上材:1平方メートルにつき5千円
- ①、②合わせて上限40万円(ただし②は上限20万円)

(例) 構造材:7.43㎡×2万円=148,600円
内装材:15.43㎡×5千円=77,150円
合計:225,750円(千円未満は切り捨てとなります。)

4

空き家改修支援

市内で空き家の売買または賃貸する契約をし、
居宅、店舗その他市長が認める目的のために
空き家を改修される人

最大 **50** 万円

空き家バンク制度の利用または、宅地建物取引業者の仲介が条件となります。

- 空き家バンク登録物件の場合、最大50万円
- その他物件の場合、最大25万円

併用可能

1+2+3は併用可能 = 最大 **140** 万円 1+4は併用可能 = 最大 **75** 万円

※1,2,3の制度は補助対象経費の実支出額の1/10、4の制度は改修費用の1/3の補助となります。

※補助金の対象者や補助額、申請方法等については、必ず市公式サイトでご確認いただくか、お問合せください。

《お問合せはコチラ》

宍粟市役所 建設部住宅土地政策課

☎0790-63-3166

✉akiyataisaku-kk@city.shiso.lg.jp



宍粟市 森林の家づくり 補助金

検索



もり

宍粟市は「森林」を活用したまちの創造に取り組みます

もり 宍粟市森林の家づくり応援事業補助金

住宅取得支援

対象者

転入または転居等し、条件を満たす住宅（中古住宅を含む）を取得された40歳以下の人、
または中学生以下の子どもを有する世帯

※建替えされた場合も所有者が変更となり、上記条件に合致する場合は対象となります。

補助対象経費

50㎡以上の住宅の取得に要する費用（土地取得費用を除く）

※手続き、検査、備品等に要する費用を除きます。

補助率

補助対象経費の実支出額の1/10

転入者の場合・・・上限50万円（中古住宅の場合25万円）

転居者の場合・・・上限30万円（中古住宅の場合15万円）

市内事業者の活用支援

対象者

市内事業者の施工により市内に住宅を新築された人

補助対象経費

住宅の新築に要する費用 ※手続き、検査、備品等に要する費用を除きます。

補助率

補助対象経費の実支出額の1/10 上限 50万円

宍粟材の活用支援

※宍粟材とは、宍粟市で製材、加工された木材製品で外国産材以外のもので、

申請には宍粟材（地域材）の納材者の証明が必要となります。

対象者

宍粟材を使用する住宅を新築された人

補助対象経費

(1)構造材：1立方メートルにつき2万円

(2)内装仕上材：1平方メートルにつき5千円（施工状況を現地確認し、補助額を算定します。）

補助率・補助上限額

(1)、(2)合わせて上限40万円、ただし(2)は上限20万円

空き家改修支援補助事業

※事業着手前の申請が必要です。事業着手後の申請は受付できません。
※年度内に事業を完了する必要があります。

対象者

市内で空き家の売買または賃貸する契約をし、居宅、店舗その他市長が認める目的のために空き家を改修された人

補助率・補助上限額

空き家バンク登録物件の場合 改修費用の3分の1以内（上限50万円）

宅地建物取引業者と媒介契約した物件の場合 改修費用の3分の1以内（上限25万円）

補助条件等

※市内に住民票を置く人（1年以内に市内に転入する人も含む）

※築20年以上経過した空き家に限ります。

※当該空き家を目的のために10年以上活用する場合に限ります。

※市内に事業所を有する事業者が施工するものに限ります。

※売買または、賃貸契約後1年以内の改修で、対象空き家1件につき、1回限りとなります。

□住宅取得支援

1. 年齢要件

- 申請者の年齢
 - 40歳以下 41歳以上
- 世帯に中学生以下の子どもがいるか。(申請者が41歳以上の場合のみ)
 - あり なし

※補助金等交付申請書提出時点の年齢で判定

※補助金等交付申請は住宅の保存登記完了後となります

2. 対象者の要件

- 申請者は転入する方か。転居等する方か。
 - 転入 転居等

※転居等には、同一敷地内での建替えも含まれます

《転入の方》

- 宍粟市外での居住期間が1年以上あるか。
 - あり なし
- 宍粟市へ転入後1年以内か。
 - はい いいえ

※森林の家づくり応援事業計画書の提出日で判定

《転居等の方》

- 取得する住宅は同一敷地内での建替えに該当するか。
 - 該当 非該当
- 同一敷地内での建替えの場合、建替え前の住宅から所有者の変更はあるか。
 - あり なし

3. 対象住宅の要件

- 取得する住宅の種類
 - 新築 中古 建売り マンション その他 ()

- 取得する住宅は、二親等以内の者からの購入か。
 - その他の者 二親等以内の者

※二親等以内の者からの購入の場合、支援の対象になりません

- 取得する住宅は、居室、台所、トイレ、浴室等一般的な住宅の機能を有するか。
 - あり なし
- 取得する住宅は延べ床面積50㎡以上あるか。
 - あり なし
- 取得される住宅の保存登記を予定されているか。
 - はい いいえ

森林の家づくり応援事業補助金__チェックシート

□市内事業者活用支援

1. 対象住宅の要件

- 取得する住宅は新築か
新築 その他

2. 事業者の要件

- 事業者は、市内に事務所（支店）を有するか。
あり なし

□地域材の活用支援

1. 対象住宅の要件

- 取得する住宅は新築か
新築 その他
- 新築の場合、建材に宍粟材（地域材）が使われているか。
使われている 使われていない

※宍粟材（地域材）とは、本市で製材・加工された木材製品で外国産材以外のものです

※構造材、内装仕上材それぞれ使用量に応じた補助となります（最大40万円）

※補助金交付申請時に製材者の発行する証明書の添付が必要です

※内装仕上材を使用された場合は、建築工事完了後に市職員が現地訪問し、使用面積を計測し、補助額の算定を行います。

森林の家づくり応援事業（住宅取得支援）提出書類一覧

○事業計画書の提出時（提出時期：工事請負契約または売買契約前）

※上記までに提出できない場合のみ工事着手前までに提出してください。

- ① 森林の家づくり応援事業計画書
- ② 見積書等の写し（部材・設備等の明細の分かるもの）
※地域材の活用支援を申請予定の場合は、使用部材の明細（構造材、内装材それぞれの地域材使用量）が分かる見積書を添付してください。
- ③ 計画平面図

○補助金等交付申請の提出時（提出期限：住宅の引渡し完了後、6か月以内※）

- ① 補助金等交付申請書
 - ② 収支決算書
 - ③ 誓約書
 - ④ 役員等名簿（同居する家族の名前を記入）
 - ⑤ 補助金等請求書（日付は空欄で提出）
 - ⑥ 契約書の写し
新築住宅の場合>工事請負契約書
中古住宅・マンション・建売住宅の場合>売買契約書
 - ⑦ 領収書の写し（金融機関の振込伝票なども可）
 - ⑧ 建物の全部事項証明書（登記簿謄本）の写し
 - ⑨ 世帯全員の住民票（前住所及び現住所の確認ができるもの）
転入の場合は住民票の除票（前住所・前住所の居住期間・現住所の確認ができるもの）
 - ⑩ 市税完納証明書（1月1日の居住地で発行される市税の滞納がないことを証明する書類）
転居>宍粟市で発行 転入>宍粟市又は前住所地で発行
 - ⑪ 写真（外観・内観それぞれ2枚程度）
- 十 建替えの場合は、閉鎖事項証明書・建物滅失証明書等、所有者の変更が証明できる書類
- 十 地域材活用の場合は、納材証明書（構造材、内装材それぞれの地域材使用量が分かる明細及び証明書）
※地域材とは、宍粟市内で製材・加工された木材製品で、外国産材以外のもの

森林の家づくり応援事業計画書

年 月 日

宍粟市長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
電話番号 ()

森林の家づくり応援事業を活用したいので、次のとおり関係書類を添えて提出します。

住宅の種類	新築・建売り・中古住宅・その他 ()
転入又は転居の別	転入 ・ 転居
建築（取得）予定地	
建築業者（新築のみ）	名 称： 所在地：
延 床 面 積	m ²
工事着手・完成予定年月日 ※取得の場合は購入予定日	着手 年 月 日 完成 年 月 日
保存登記予定年月	年 月
申請を予定している助成措置	<input type="checkbox"/> 住宅取得支援 <input type="checkbox"/> 市内事業者活用支援 <input type="checkbox"/> 地域材活用支援
関 係 書 類	(1) 見積書等の写し（部材・設備等の明細のわかるもの） (2) 計画平面図 (3) その他の市長が必要と認める書類

(備考)

- 1 この計画書の提出によって本支援制度が受けられるものではありません。登記完了後に必要書類を添えて補助金交付申請書の提出を願います。
- 2 補助金交付申請時に添付書類等に基づく審査によって補助金額が決定されます。

補助金等交付申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地
(ふりがな)
名称
代表者氏名
生年月日 年 月 日
(個人にあつては、住所及び氏名)

次のとおり補助金等の交付を受けたいので、宍粟市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書の記載事項について、事実と相違ないことを誓約するとともに、宍粟市補助金等交付規則第2条第3号に規定する排除対象者に該当しないことを誓約します。

また、市が上記内容を確認するため、この申請書に記載した個人情報に宍粟警察署長に照会することについて同意します。

あわせて、補助金の返還、返還に付随する延滞金、財産の処分制限及び立入検査等については、宍粟市補助金等交付規則及び別に定める要綱によることを承諾します。

1 補助年度	令和 年度	
2 補助事業	(1) 名称	宍粟市森林の家づくり応援事業 (住宅取得支援)
	(2) 概要	住宅の所在地： 施工業者の名称： 施工業者の所在： 地域材の利用：有 ・ 無
	(3) 着手及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
3 補助金等交付申請額	円	
4 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書 ・誓約書 ・契約書の写し ・支払いを証する書類 ・施工後写真 ・登記簿謄本 ・その他指示する書類 	
5 申請等責任者及び連絡担当者 (申請等責任者と連絡担当者は同一人物でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請等責任者 氏名 電話 ・連絡担当者 氏名 電話 電子メール 	

※上記申請者氏名欄に押印があれば記入は不要です。

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
宍粟市補助金		
その他補助金		交付機関：
自己資金		
計		

2 支出の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
建物建築費		
計		補助対象：

- (注) 1 収支の額はそれぞれ一致します。
 2 消費税込みの金額を記入してください。
 3 国県補助金等は、見込額を記入してください。

誓 約 書

私は、宍粟市森林の家づくり応援事業補助金交付要綱に定める制度の趣旨を理解した上で、下記の事項を誓約します。

記

- 1 宍粟市に永住する意思を有していること。
- 2 取得物件において、5年以上活用する予定であること。
- 3 宍粟市の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となること。

宍粟市長 様

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

備考

- 1 申請日時点の役員等について記載してください。
- 2 この名簿には、次に該当する者を記載してください。
 - ア 法人にあっては、登記事項証明書に現在、役員（代表者、監査役を含む。）として登載されている者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者及び理事並びに団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされている者
- 3 書き切れない場合は、複数枚使用してください。
- 4 法人等が作成している「役員等名簿」に、様式に規定している項目がすべて含まれる場合は、本様式に代えることができます。
- 5 この名簿に記載されたすべての個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて取り扱うものとし、宍粟市補助金等交付規則第2条第3号に規定する排除対象者に該当しないことの確認以外の目的には使用しません。宍粟市がこれらの情報をもとに警察等関係機関から取得した個人情報についても同様です。

申請等責任者及び連絡担当者 (申請等責任者と連絡担当者は同一人物でも可)	・申請等責任者 氏 名 電 話 ・連絡担当者 氏 名 電 話 電子メール
---	--

※表面申請者氏名欄に押印があれば記入は不要です。

